

総代選挙について

1 総代会の設置

土地改良法第23条第1項の規定により、組合員の数が200人を超える土地改良区では、総会に代わるものとして定款の定めにより総代会を設けることになっています。

2 総代の定数

土地改良区定款第8条により、各選挙区において選挙すべき総代の定数が定められています。

定款記載事項		
選挙区	選挙の区域	総代数
第1区	島田市	16人
第2区	牧之原市	32人
第3区	掛川市	6人
第4区	菊川市	14人
第5区	御前崎市	12人
合計		80人



総代会は「最高議決機関」

- 定款・規約等の改正
- 事業報告
- 経費の収支予算
- 賦課金の賦課徴収関係等の事項を審議します。

総代会は通常3月に開催

通常、毎年3月に開催されますが、特別な事項があった場合は、臨時総代会を開くこともあります。

3 総代の職務と任期

総代に選任された80の方々は、総受益者組合員約9,600人の代表として通常年1回(毎年3月)の総代会に出席し、土地改良区最高の意志決定機関として、事業及び予算等を含めた重要事項の審議と議決権限を有します。

総代の任期は、法第23条第6項の規定により「4年間」です。現在就任の総代任期は、H25. 8. 21～H29. 8. 20です。

4 総代選挙の執行管理

法第23条第4項、及び施行令第4条～第32条の規定により関係市選挙管理委員会の管理のもとに執行されていくことになりますが、其中で主選管を島田市選挙管理委員会が行うこととなっています。

5 総代の選出方法

これまでは、総代の職務と本事業の広域・公益的見地から、地区・地域性を考慮した地区内での話し合い調整による総代の選出が一般的です。

総代が各選挙区ごと定数を超えないときは、「無投票」となります。

6 総代の資格(被選挙権者)

法第23条第3項の規定では、当事業地区内の受益組合員であって年齢25歳以上の者(ただし、禁錮以上の刑に処せられ執行中の者は除く)とされています。

7 総代選挙の日程

月日	記 事
8/1(火), 2(水)	総代選挙告示 ← 総代候補者届出書提出(各市選管)
8/8(火)	選挙期日
8/9(水)	当選人の告示・告知